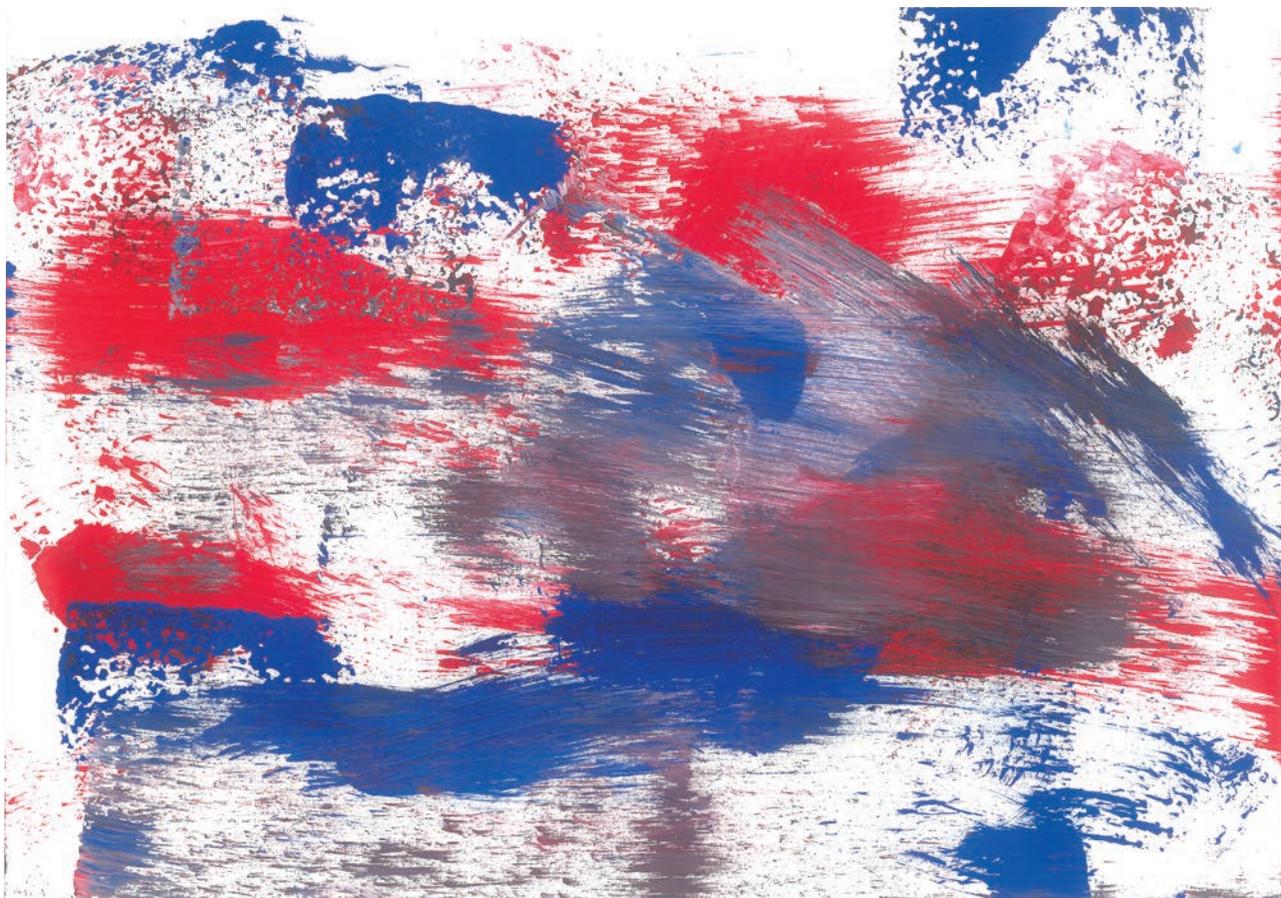


手をつなぐ

2024
1月
[No.815]

特集 合理的配慮って何？
義務化で何が変わるの？



今月の問題 障害者権利条約の総括所見に注目しよう(1)
ひびき 小川 優(障がいのアナ 代表)

わたしの姉は福の神 [第4回] まさかのステージIII 瀧川末子

わたしたちも言いたい 私が働きたい理由 月川華 2

毎日すったもんだ [第85回] 間違っていないけど 5

特集

合理的配慮って何? 義務化で何が変わるの?

合理的配慮とその義務化についてわかりやすく解説 青木志帆 8

民間での合理的配慮事例

航空会社での取り組み例 日本航空 千葉博信 12

引越し会社での取り組み例 アート引越センター 山下茂 14

保育園での取り組み例 アゼリー保育園 岸本美保 16

大学での取り組み例 十文字学園女子大学 中西郁 18

みなさんの体験談 配慮があったとき／なかったとき 20

障害のある子との旅 環境整備の視点から 北川聡子 24

医療機関（歯科）における合理的配慮 領域を超えた支援を目指して 熊澤海道 26

“多くの人に開かれた社会” への一歩となる合理的配慮

当事者と事業者が対等な立場で対話を重ねていくために 池内陽彦 28

今月のオススメ 31

ひびき

お互いの価値観を理解しあえる世の中に 小川優 32

いっしょに話そう! 性のこと。第10回

「同意」について考える① 門下祐子 35

今月の問題

障害者権利条約の総括所見に注目しよう(1) 36

けんりって何?

「性の権利」を行使するために“共に”学ぶ 門下祐子 40

中央の動き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定議論(2) 42

ニュースのじかん 45

ちいきのいいもの 第42回

キャンドル ピアサポート兵庫

表紙絵作者のプロフィール

■伊達 恵 (だて・めぐみ) 28歳 ■福岡市手をつなぐ育成会 ■タイトル 藤井隆とはいでしょうこ
■ひとこと ストレッチをしているふじいたかしさんとはいでしょうこさんです。ほくもあさとねるまえにしています。



私^{わたし}が働^{はたら}きたい理^り由^{ゆう}

長^{なが}崎^{さき}県^{けん} 月^{つき}川^{かわ} 華^{はな}

私^{わたし}は仕^し事^{ごと}に働^{はたら}きたいです。

な^なぜ^ぜか^かと^とい^いう^うと、

親^{おや}や従^{いと}姉^{ねえ}妹^{いもうと}に恩^{おん}返^{がえ}しを^をし^したい^{たい}の^のと

大^{だい}好^いきな^きな^な人^{ひと}と幸^{しあ}せ^わに過^すご^ごし^したい^{たい}か^から^らで^です。

好^すきな^きな^な物^{もの}や欲^ほしい^いもの^{もの}を^を買^かっ^って^て集^あめ^めたい^{たい}か^から^らで^です。

前^{まえ}ま^まで^では^はホ^ほーム^むセ^せン^んタ^たー^ーで^で働^{はたら}いて^{いて}

給^き料^{りょう}を^をた^たく^くさ^{さん}も^もら^らつ^つて^て貯^ため^めて^てい^いた^たけ^けれ^れど、

ホ^ほーム^むセ^せン^んタ^たー^ーの^の仕^し事^{ごと}を^を辞^やめ^めて



今は移行事業所に来て

仕事を探しているところです。

商品補充、品出し、前出しをするのが

好きだったので

次の仕事も商品補充関係の仕事をしたいです。

今通っている移行事業所で頑張ることは

動物カード並べやねじ回しを

早くできるように頑張りたいです。

「わたしたちも言いたい」ではみなさまからのお便りを募集しています（宛先は48ページ）。
生活のこと、仕事のこと、暮らしのことなどふだん感じていることを書いてお送りください。

合理的配慮 って何？ 義務化で 何が変わるの？

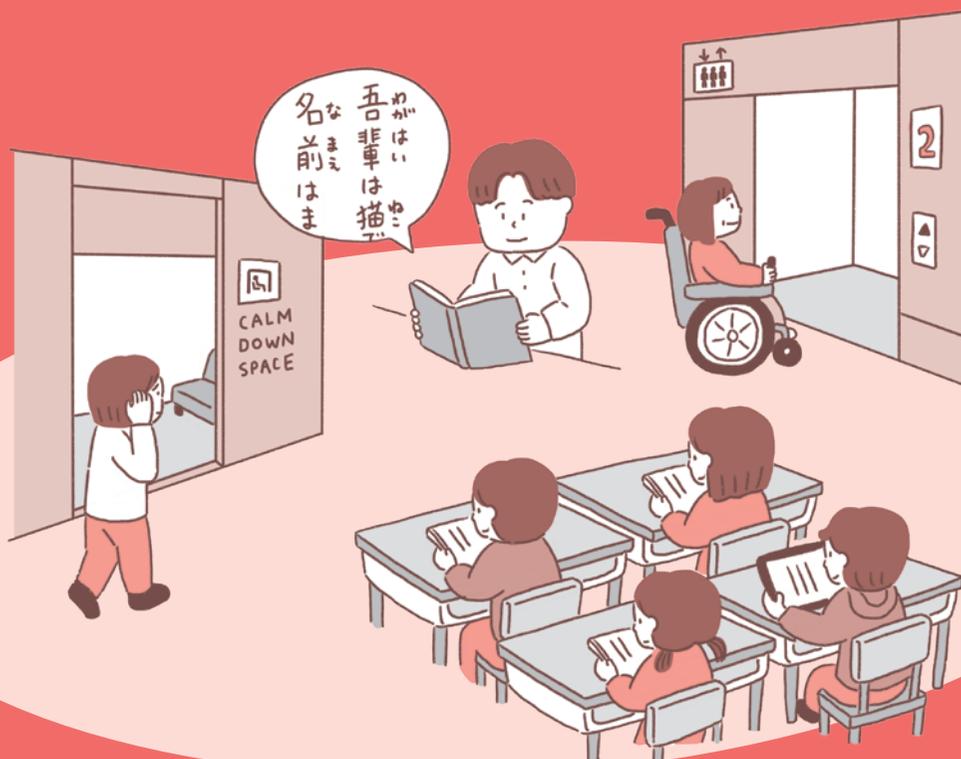
2024年4月から、事業所等での合理的配慮が義務化されます。

知的障害者は、身体障害者等に比べて、

どういった配慮が必要かわかりにくい面があるため、

当事者も配慮する側もとまどってしまう部分があるのではないのでしょうか。

当事者や支援者の声、民間での事例などを交え、合理的配慮について改めて考えます。



合理的配慮と その義務化について わかりやすく解説

弁護士（明石さざんか法律事務所）・社会福祉士 青木志帆

合理的配慮って何？

みなさんは、「合理的配慮」という言葉を聞いたことはあるでしょうか。この言葉を、日本の法律に誕生してからもう10年以上たつので、「今、初めて聞いた！」という人は少ないかと思えます。ここで、あらためてどういう意味なのかをおさらいしてみましょう。

合理的配慮とは、障害のある人の人権が障害のない人と同じように保障され、教育や仕事、その他社会生活において、障害のある人もない人も平等に参加できるように、それぞれの障害特性や困りごとに合わせ、障害のない人がおこなう配慮のことをいいます。この説明だけではとても難しく、いったい何のことを言っているのかわかりにくいと思います。わかりやすくするために、障害があるために困る場面を想像しながら考えてみましょう。

事例①…知的障害のある人が、市役所に生活保護の申請に行ったけれど、職員が早口で難しい言葉で説明するので、どう

すればいいのかよくわからなかった。

事例②…多動傾向があるうちの子が風邪気味だったので、近くの小児科へ連れて行ったら、「ここは病気の人がたくさん待っているの、待合で走り回られては困ります。順番が来るまで外で待っていてください」と言われた（次ページイラスト右参照）。

知的障害のある人であれば、こうしたできごとによく遭遇するかもしれません。そして、いつも「仕方がないか……」とあきらめていたかもしれない。でも、こうした場面であきらめさせないために、「合理的配慮の提供」という考え方があるのです。

事例①であれば、市役所の人から、申請に来た人に知的障害がある、とわかっているのであれば、ゆっくりと、ときには絵や図を使ってわかりやすく説明してもらうことができます。それが、「合理的配慮の提供」です。

事例②であれば、寒い外ではなく、クリニック内の処置室などの別室で待たせてもらうことができます。それが、「合理